

裁判員制度 Q&A

Q 裁判員を辞退することはできないのですか？



A 基本的にはできませんが、法律で認められた事情がある場合は辞退することができます。

裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民に参加してもらう制度ですので、原則として辞退はできません。ただし、参加する個々の国民の負担が、過重なものとならないようにとの配慮などから、例えば70歳以上の人や、重い疾病や傷害により裁判員の職務を行うことができない場合など、法律に辞退事由が定められており、裁判所がそのような事情にあたる認めれば辞退することができます。



法律等で定められた辞退事由としては、例えば、以下のようなものがあります。

- ・重い疾病や傷害
- ・同居の親族の介護・養育
- ・事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある。
- ・父母の葬式への出席など社会生活上の重要な用務があって、別の日に行くことができない。

くらしの情報

●町のすがた●

世帯数	1,886世帯
総人口	5,540人
(男)	2,747人
(女)	2,793人

●人のうごき●

転入	11人
転出	17人
出生	2人
死亡	7人

平成20年5月31日現在



こんにちは赤ちゃん

名前	親
坂本 沙耶香	敬宣 下浅見川

(出生届出は14日以内に) 【5月16日～6月15日】届出



おくやみ申し上げます

名前	享年	
根本 光雄	56歳	上浅見川
佐藤 カメヨ	88歳	上北迫
新妻 正一	80歳	折木

(死亡届出は7日以内に) 【5月16日～6月15日】届出

* 個人情報保護に基づき許可を得た方のみ掲載しています。

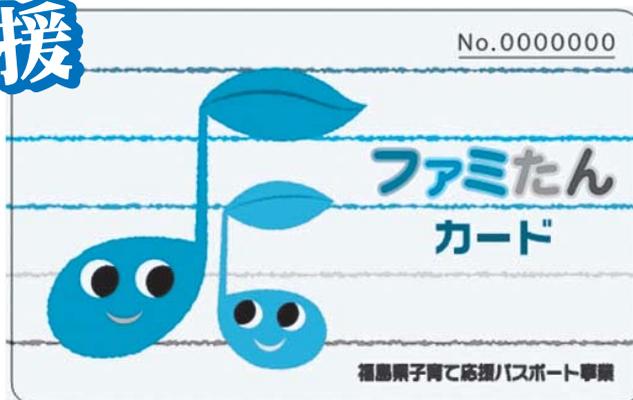


ファミたん

(福島県子育て応援パスポート事業)

社会全体で子育て支援

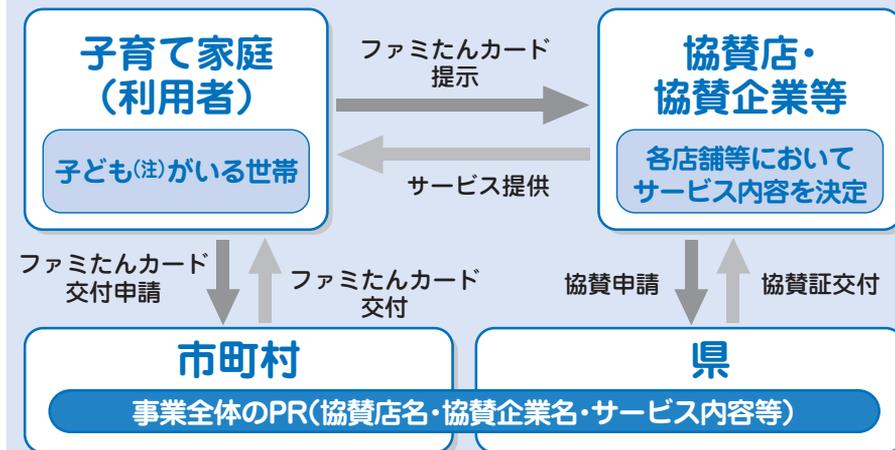
県内3,200店を超える店舗が
子育て家庭を応援します
(H20.4.30現在)



このステッカーのある
お店で使えます



ファミたんカードってなあに？



※「子ども」とは：平成2年4月2日以降に生まれた方
(18歳に達して最初の3月31日をむかえるまで)

協賛店の検索やサービスの内容はこちらから

■ パソコン用 検索サイトで

ファミたんカード 検索

■ 携帯用



携帯用協賛店検索HP
QRコード

お問い合わせ先

県庁子育て支援課

☎ 024-521-7198 FAX 024-521-7747

電子メール kosodate@pref.fukushima.jp

● カードはお住まいの市町村窓口、
支所などで受け取ることができます。
(詳しくはお住まいの
市町村児童福祉担当課へ)